

経営事項審査の手引き

＜経営規模等評価申請・総合評定値請求＞

この手引きは、国土交通大臣許可(九州地方整備局)の建設業者を対象にしています。

国土交通省 九州地方整備局
建政部 建設産業課

平成28年11月

目次

I. 経営事項審査制度の概要

1. 経営事項審査とは…………… 1
 - [1] 経営事項審査とは
 - [2] 審査基準日…………… 2
 - [3] 有効期間
2. 経営事項審査の仕組み…………… 3
3. 総合評定値(P)の算出方法等

II. 申請方法等

1. 申請方法…………… 4
 - [1] 経営状況分析(Y)
 - [2] 経営規模等評価(X・Z・W)
2. 提出書類(経営規模等評価申請にあたり)… 5
 - [1] 申請書等
 - [2] 確認書類
3. 申請にあたっての留意事項
 - [1] 提出部数
 - [2] 正確性
4. 提出先…………… 6
5. 手数料

III. 申請書等の作成方法

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【記入例】…………… 7, 8
2. 別紙1 工事種類別完成工事高／元請完成工事高【記入例】…………… 9, 10
 - [1] 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について…………… 11
3. 別紙3 その他の審査項目(社会性等)【記入例】…………… 12
4. 別紙2 技術職員名簿【記入例】…………… 13
5. 工事経歴書の作成について…………… 14, 15, 16

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて…………… 17
2. 経営事項審査結果の公表について
3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について
4. 特殊な経営事項審査について
5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて・18
 - [1] 申請に係る個人情報の利用目的等
 - [2] 結果に係る個人情報の利用目的等
6. 登録経営状況分析機関一覧表
7. お問い合わせ先
8. 経営事項審査についてよくいただくご質問…19
9. 虚偽申請防止対策の強化
建設業法による建設工事の業種区分一覧表…20, 21
22, 23

V. 資料

- 確認資料一覧表…………… 24
- 工事進行基準適用工事一覧表(別表1)……………25
- 建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表(別表2)・26
- 各種コード表(その1)…………… 27
- 各種コード表(その2)…………… 28
- 技術職員 有資格区分コード表…………… 29, 30

I. 経営事項審査制度の概要

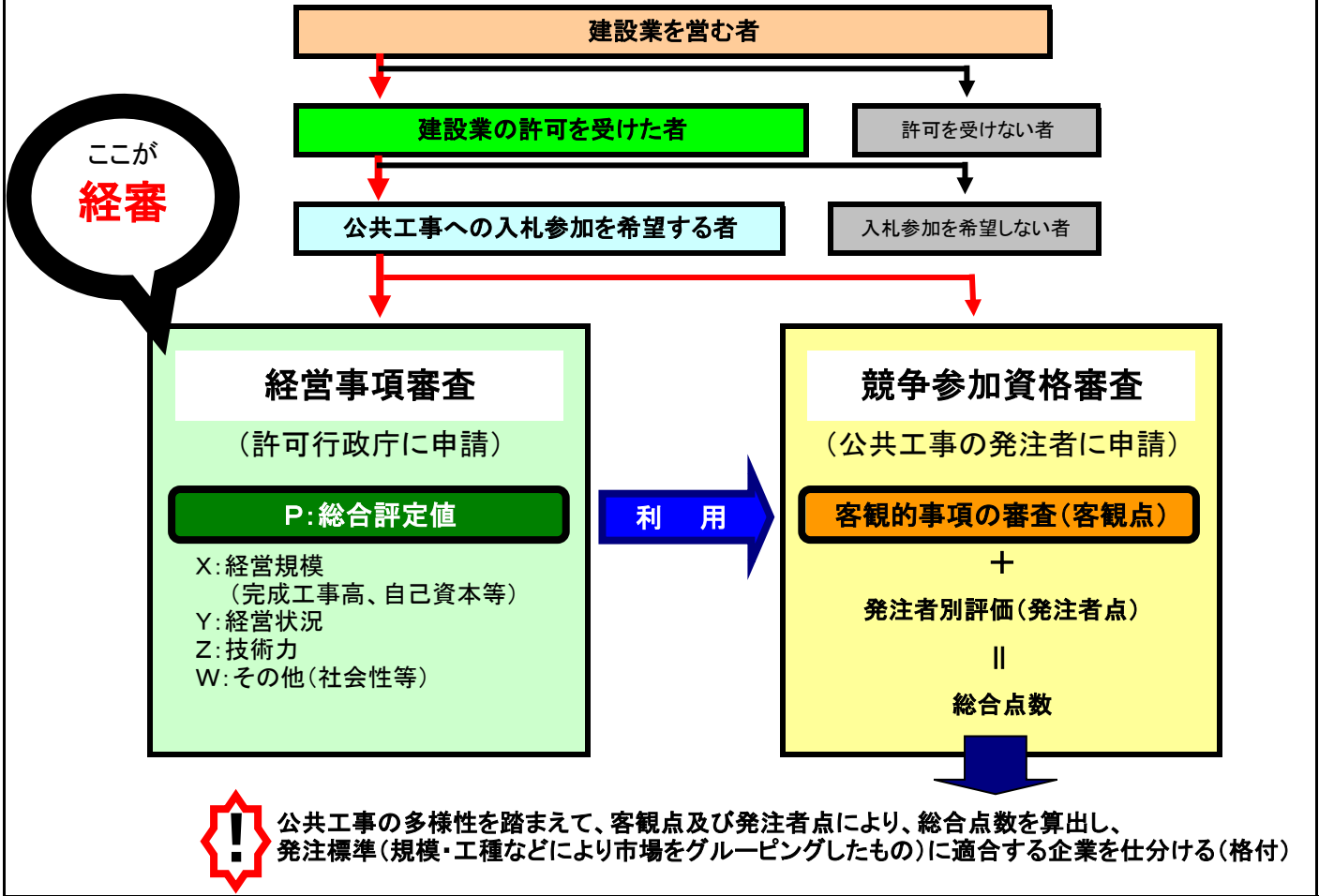
1. 経営事項審査とは

公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならないとされている審査です。

【1】経営事項審査とは（建設業法第27条の23）

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならないとされている審査制度です。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化（総合点数）して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が统一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、この審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により**建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施すること**とされています。

建設業者と経営事項審査の関係



公共工事の多様性を踏まえて、客観点及び発注者点により、総合点数を算出し、発注標準(規模・工種などにより市場をグルーピングしたもの)に適合する企業を仕分ける(格付)

『経営事項審査』の対象となる公共工事は？

建設業法(昭和24年5月24日 法律第100号)(抄)
第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行令(昭和31年8月29日政令第273号)(抄)
第27条の13 法第27条の23第1項の建設工事で政令で定めるものは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合には、1500万円)以上のものであって、次に掲げる建設工事以外のものとする。
1 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
2 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第14号)(抄)
第18条 令第27条の13の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社とする。

審査基準日は直前の決算日

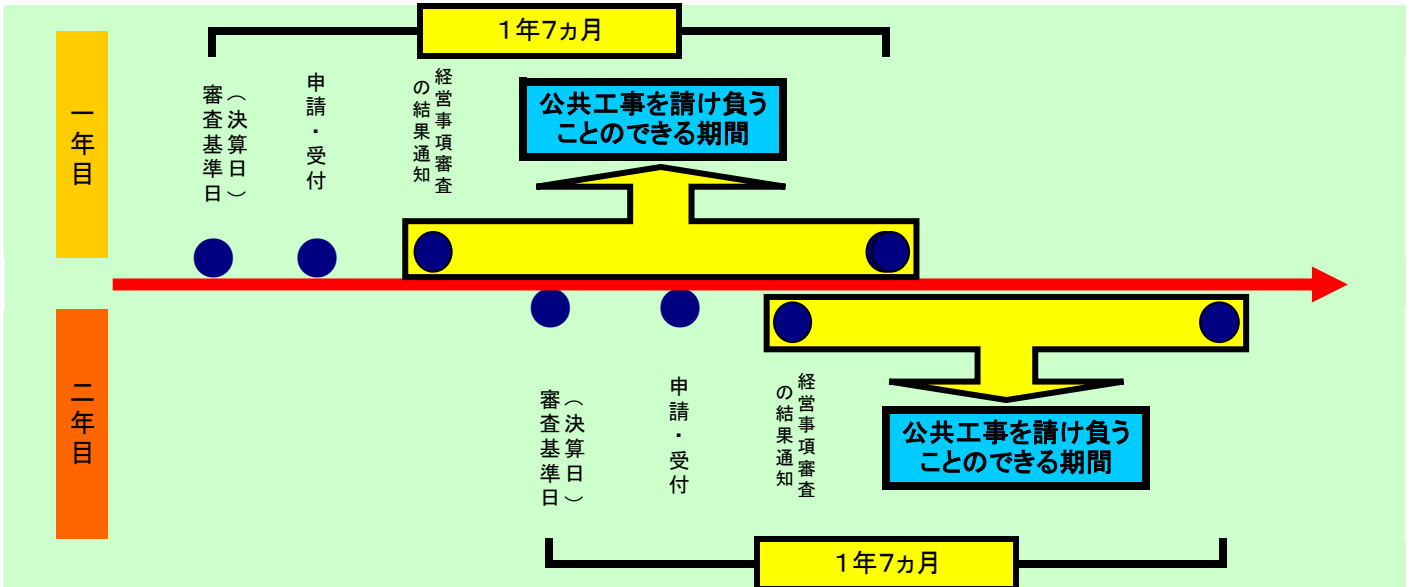
【2】審査基準日

経営事項審査では、原則として**申請をする日の直前の事業年度終了日(直前の決算日)**が**審査基準日**となります。
 審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

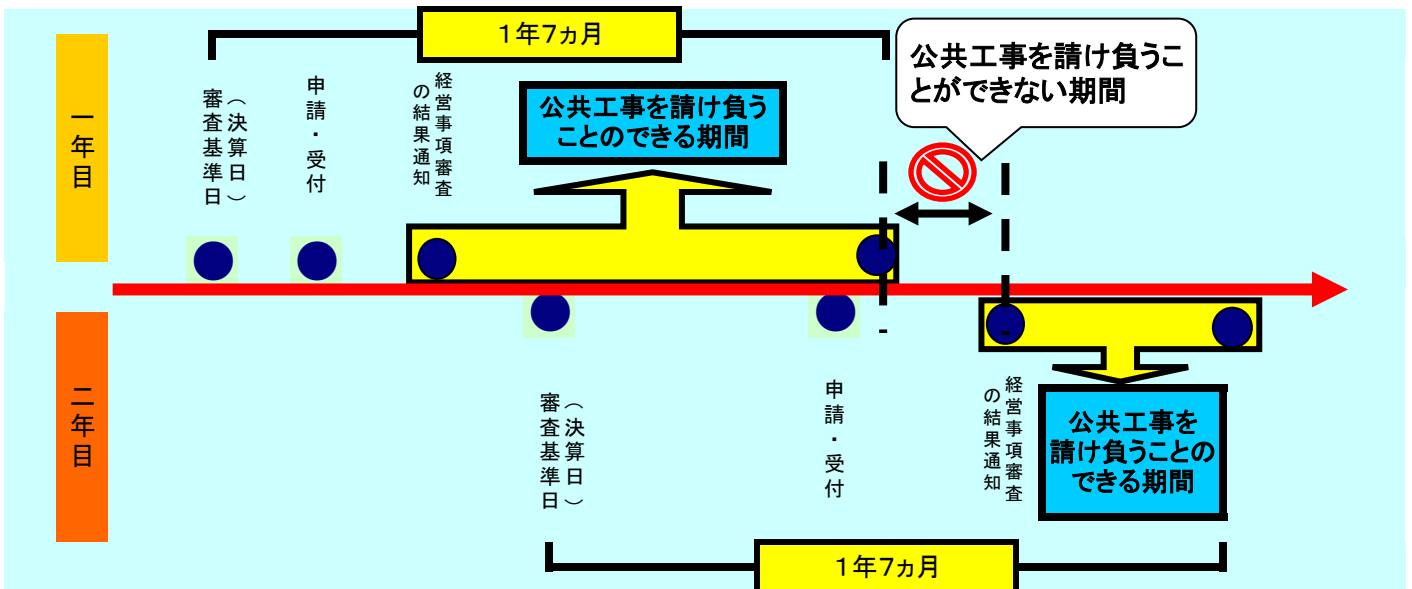
【3】有効期間

経営事項審査の**有効期間**は、**結果通知書(経営事項審査)**を受領した後、その経営事項審査の**審査基準日から1年7ヶ月の間**です。
 この「1年7ヶ月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってからの期間ではありません。
 公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、**その結果通知書の交付を受けていることが必要**です。これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。
 従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

●有効期間が切れ目なく継続するケース(通常)



●申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



申請を怠ると、公共工事の発注者と請負契約を締結することができなくなります。

『経営事項審査』の受審の時期は？

建設業法施行規則(抄)
 第18条の2 法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

■有効期間を切れ目なく継続するためには……

毎年、**決算終了後4ヶ月以内を目安**に経営事項審査を申請して下さい。(3月決算の会社であれば7月末を目安に申請)
 また、申請するにあたり、事前に建設業許可に係る決算の『変更届出書』の提出を必ず行って下さい。



I. 経営事項審査制度の概要

2. 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価を行います。(建設業法第27条の23第2項)

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」って？

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等」に係る評価(経営規模等評価)の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況」に関する分析(経営状況分析)の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を「総合評定値(P)」と言います。

ポイント!

■ 経営事項審査

「経営状況分析」結果(Y) + 「経営規模等評価」結果(X・Z・W) = 「総合評定値」(P)

3. 総合評定値(P)の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値(P)」の算式、及び各審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになっています。

(平成23年4月1日以降)

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X1 完成工事高(業種別)	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X2 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数(業種別) 元請完成工事高(業種別)	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目(社会性等)	W 労働福祉の状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 ISOの取得状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	1,919	0	0.15	
経営状況	経営状況	Y 負債抵抗力 { 純支払利息比率 負債回転期間 } 収益性・効率性 { 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 } 財務健全性 { 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 } 絶対的力量 { 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金 }	1,595	0	0.20	登録経営状況分析機関

総合評定値(P)は、次の算式により算出します。

総合評定値(P) = 0.25(X₁) + 0.15(X₂) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)

総合評定値(P)の点数

最高点
2,136

最低点
281

II. 申請方法等

1. 申請方法

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分れていますので、それぞれを受審することとなります。

(『総合評定値』(P)は、これらの審査結果を得た後に、許可行政庁に対して請求します。)

このうちの「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関に対して、それぞれ申請書の必要書類を提出して行います。

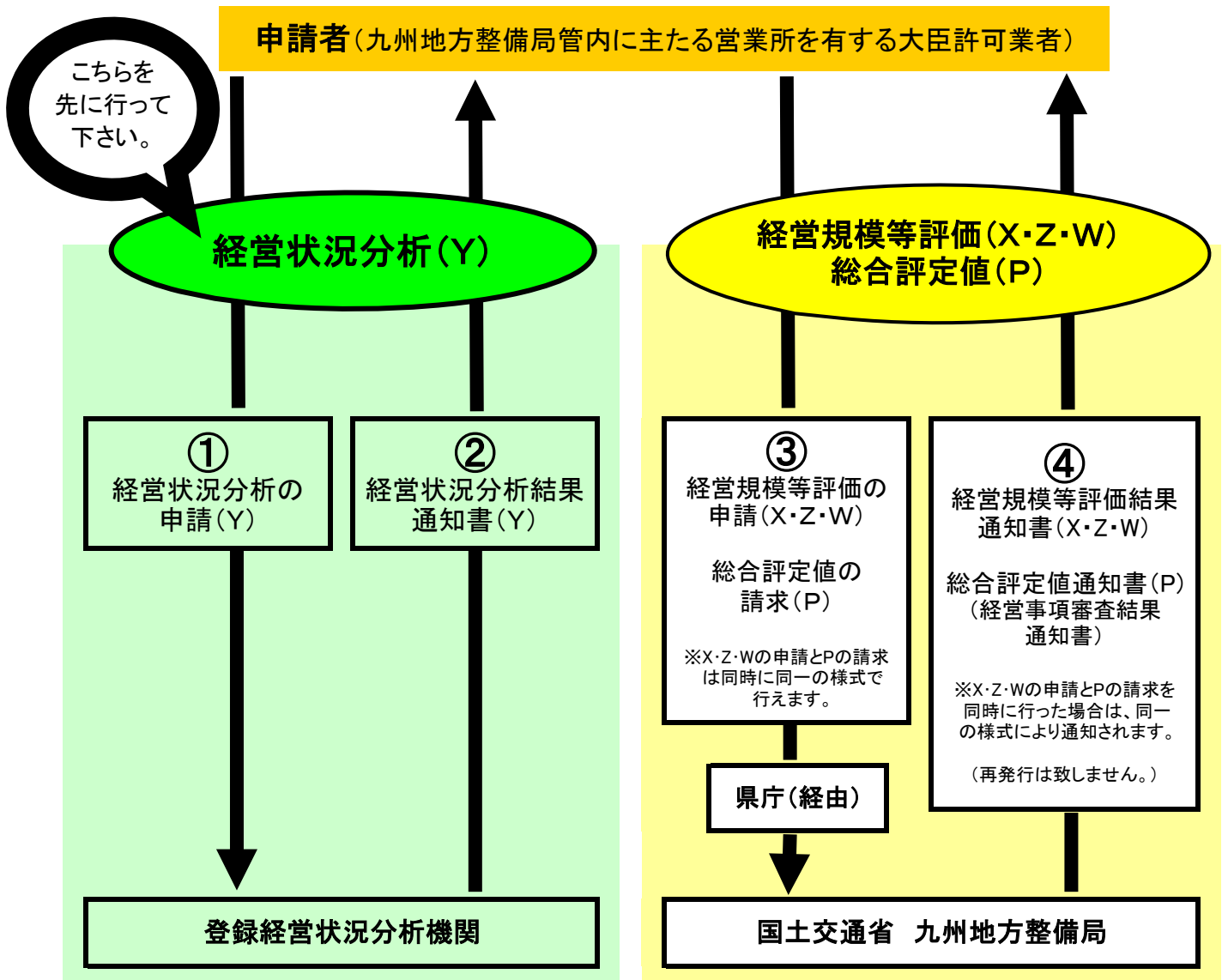
【1】経営状況分析(Y)

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うこととなっています。なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

経営状況分析申請については、登録経営状況分析機関(P18参照)に対して行って下さい。

【2】経営規模等評価(X・Z・W)

九州地方整備局管内7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)のいずれかに主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の場合は、九州地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他必要書類を揃えて、主たる営業所の所在地を管轄する県庁(若しくは当該県庁の出先事務所等)へ申請して下さい。



II. 申請方法等について

2. 提出書類(経営規模等評価申請にあたり)

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」とに分かれていますので、申請にあたってそれぞれ別々に申請しなくてはなりません。ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請の提出書類について説明します。提出書類は、申請書等、確認書類に大別されます。このうち申請書等については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

【1】申請書等

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 記入例:P7・8

建設業法施行規則 別記様式第25号の11(20001帳票)

②工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 記入例:P9・10

建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙1(20002帳票)

②-2 工事種類別完成工事高付表 記入例:P11

国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号
※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

③その他の審査項目(社会性等) 記入例:P12

建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙3(20004帳票)

④技術職員名簿 記入例:P13

建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙2(20005帳票)

⑤経営状況分析結果通知書(原本)

建設業法施行規則 別記様式第25号の10

⑥委任状 (行政書士等による代理申請の場合)

⑦審査手数料印紙貼付書

九州地方整備局のホームページに
経営事項審査の最新の情報が
掲載されています。

<http://www.qar.mlit.go.jp>
各種様式もダウンロードできます。

「積み上げ」を
利用している場合
は作成する。

登録経営状況分析機関が発行
した“原本”を添付

⑥・⑦の様式については建設業法等には指定されていません。
任意の様式で提出して下さい。

【2】確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど
「確認書類一覧表」P24及び別添「確認書類について」を参照して下さい。

※確認書類は、国土交通大臣許可業者と県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

[1]申請書等

正本:1部

副本:主たる営業所がある県によりルールが異なりますので、P6の各県主管課にご確認下さい。

[2]確認書類 1部

※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、控えを保管して下さい。

『添付書類・確認書類』については返却いたしません。
原本を求めている資料もありますのでご注意下さい。

【2】正確性

誤った記載がある場合、作為かどうかは判別できないため、担当者の単純ミスでも所属企業は重点審査対象企業として扱われる可能性があります。その場合、提出書類の原本を求められたり、立入検査を受けなければならないこともあります。(P19参照)

重点審査対象企業としての扱いを避けるためにも、全ての書類が揃ったら、再度自己チェックや別人によるチェックを行うようにして下さい。

4. 提出先

主たる営業所の所在地を管轄する以下の県庁(若しくは当該県庁の出先機関(土木事務所等))へ提出書類を提出して下さい。
 (提出書類は、提出先の県庁から九州地方整備局へ進達されます。)
提出する上で各県毎にルール(提出日の予約等)がございますので、各県主管課にご確認下さい。

県名	主管課	郵便番号	住所	電話番号
福岡県	建築都市部建築指導課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
佐賀県	県土整備部建設・技術課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7153
長崎県	土木部監理課	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-824-1111
熊本県	土木部監理課	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2485
大分県	土木建築部土木建築企画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	県土整備部管理課	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7176
鹿児島県	土木部監理課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111

5. 手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。
 手数料の「料金」については、建設業法施行令第27条の14第2項で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。
 また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただく**ことになっています。

経営状況分析申請(Y)

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請(X・Z・W)

8,100円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求(P)

400円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき200円を加算した額。

注意!

- ・収入証紙ではありませんので、間違えないよう気を付けて下さい。
- ・収入印紙を貼付する用紙(審査手数料印紙貼付書)は建設業法によって指定されていません。任意の用紙に貼付して提出して下さい。
- ・手数料を算出する際は、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業としてカウントしません。

(単位:円)

審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料	審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	16業種	44,900	3,600	48,500
2業種	12,700	800	13,500	17業種	47,200	3,800	51,000
3業種	15,000	1,000	16,000	18業種	49,500	4,000	53,500
4業種	17,300	1,200	18,500	19業種	51,800	4,200	56,000
5業種	19,600	1,400	21,000	20業種	54,100	4,400	58,500
6業種	21,900	1,600	23,500	21業種	56,400	4,600	61,000
7業種	24,200	1,800	26,000	22業種	58,700	4,800	63,500
8業種	26,500	2,000	28,500	23業種	61,000	5,000	66,000
9業種	28,800	2,200	31,000	24業種	63,300	5,200	68,500
10業種	31,100	2,400	33,500	25業種	65,600	5,400	71,000
11業種	33,400	2,600	36,000	26業種	67,900	5,600	73,500
12業種	35,700	2,800	38,500	27業種	70,200	5,800	76,000
13業種	38,000	3,000	41,000	28業種	72,500	6,000	78,500
14業種	40,300	3,200	43,500	29業種	74,800	6,200	81,000
15業種	42,600	3,400	46,000				

基準決算を選択: 審査基準日の純資産合計(貸借対照表(様式15号)を記入する
 2期平均を選択: 審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の
 平均値を記入する
 (経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独
 決算の数値を記入する)

申請者 **九州整備建設(株)**

審査対象	13	(1. 基準決算) (2. 2期平均)
基準決算	21586	(千円)
直前の 審査基準日	22431	(千円)

自己資本額の審査対象について「2期平均」を選択した場合のみ記入する
 (経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する)

自己資本額 項番 17 3 5 10 13
 17 22008 (千円)

利益額 (2期平均) 項番 3 5 10 13
 18 12012 (千円)

利益額(利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

決算期が12ヶ月に満たない場合等の「利益額」は完成工事高と同じ方法で「換算」して算出する

右の4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値を【項番18】へ記入する
 [この例の場合(8,871+1,187+11,986+1,981)÷2=12,012.5となり、(12,012)を記入]
 ※2期平均以外は選べません!!

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 8871 (千円)	営業利益 11986 (千円)
減価償却実施額 1187 (千円)	減価償却実施額 1981 (千円)

営業利益は損益計算書(様式第16号)の科目「営業利益」から記入する
 減価償却実施額は法人税申告書別表16(1)、(2)等から記入する
 (経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入する)

技術職員数 項番 3 5 10
 19 10 (人)

「別紙2 技術職員名簿」に記載された技術職員の総数を記入する
 (技術職員名簿の人数と一致)

登録経営状況分析機関番号 項番 3 5
 2000099

経営状況分析を受けた機関の名称
 ○○○○経営状況分析機関

経営状況分析(Y)に記載されている登録経営状況分析機関の登録番号、名称を記入する

工事種別別完成工事高、工事種別別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由

金額を記入する場合の注意事項

- ・千円単位(千円未満の端数は切り捨て)で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とする
- ・マイナスは「-」を記入し、「△」等とはしない
- ・会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます
 但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入する

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する

連絡先

所属等 **営業第1課** 氏名 **九州 九太郎** 電話番号 **092-471-6331**

ファックス番号 **092-476-3511**



各カラムに金額・数値等を記入した根拠については、全て確認書類の提出を求めています。
確認書類一覧 P24 をご参照下さい。

- 項番17 自己資本額
 申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。
- 項番18 利益額
 一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析(Y)において、「参考値」という項目で、営業利益及び減価償却実施額の数値【2ヶ年分】を記載しておりますので参考にして下さい。
 なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

2 別紙1 工事種別完成工事高／元請完成工事高 建設業法施行規則 別記様式 第25号の11 別紙1(2002帳票) 【記入例】

別紙一 (用紙A4) 20002

「【項番16】経審を受審する業種」と一致 (審査対象業種を全て記入する) 下表の「業種コード表」参照

工事種別完成工事高
工事種別元請完成工事高

申請者 九州整備建設(株)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自 25年04月 至 27年03月
審査対象事業年度の前審査対象事業年度 26年04月～27年03月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 25年04月～26年03月

審査対象事業年度 27年04月 至 28年03月
計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均)

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
32010	211,800 223,124	211,800 223,124	198005	198005
32011	0 0	0 0		
32050	13,053 13,122	3,736 3,939	8353	1355
32051	5,200 2,200	3,600 1,600		
33				
34				

右の3業種を受審する場合は当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入する(工事実績が無い場合は「0」を記入する)

申請業種(業種コード)	内訳業種(業種コード)
土木一式工事(010)	プレストレストコンクリート構造物工事(011)
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

【項番33】その他・【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合、この様式の最終ページに記入する

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する(2枚目以降も記入すること)

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入する

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表それぞれの合計を2で割った値を各カラムに記入する (千円未満の端数切り捨て)

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合は記入する

平成28年6月1日から平成31年5月31日まで(経過措置期間)の間に「とび・土工事業」又は「解体工事」を受審する場合に記載すること。その際、「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄には、上記2業種の請負代金額の合計を記載する。



■工事の定義は建設業法により行います(建設業法第2条)

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業をいいます。**例えば、除草(剪定)業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。計上された場合、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への修正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意ください。

建設業法による建設工事の業種区分は P20~23 を参照して下さい。

別紙一

(用紙A4)
2 0 0 0 2

2枚目以降は記入しない

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

申請者 九州整備建設(株)

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度				計算基準の区分								
	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14
31	自 年 月 至 年 月										自 年 月 至 年 月				(1. 2年平均) (2. 3年平均)								
業種コード		完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)						
32	1	1	0																				
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																
鋼構造物 工事		0					0																
鋼橋上部 工事		0					0																
32	1	7	0																				
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																
塗装 工事		11,600					8,650																
		9,500					9,500																
32	2	0	0																				
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																
機械器具設置 工事		5,000					5,000					1,016					4,243						
		3,200					3,200																
33	その他																						
工事の種類		完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																
その他 工事		11,217					0					6,965					9,111						
		11,819					0																
34	合計		256717					234474					223484					204514					

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入する
完成工事高がない場合は「0」を記入する
(兼業売上高は計上できません)

内訳の工事である「プレストレストコンクリート構造物工事」「法面処理工事」「鋼橋上部工事」の完成工事高については重複するため合計には含めません

1枚に書ききれず、2枚以上にわたる場合「その他」及び「合計」は、この様式の最終ページに記入する

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

【項番32】及び【項番33】のカラムに記入した完成工事高の合計を記入(単純な"足し算"の計)
合計欄の数値は、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致する

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入する



■金額は確認書類「直前3年の各事業年度における施工金額」の数値と一致する。

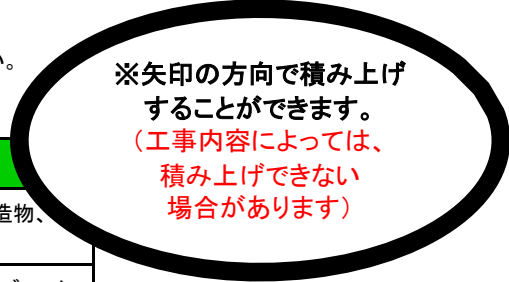
各カラムの記入数値の根拠は、確認書類の「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額」に計上した値です。
合計欄の数値は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致するよう端数調整して下さい。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

[1] 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という)である場合許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

これを「業種間積み上げ」と呼んでいます。
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。
業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。



一式工事業における一般的な事例

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

専門工事業における一般的な事例

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

(用紙A4)

工事種類別完成工事高付表	
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度)	
平成27年4月～平成28年3月	
土木一式工事 15,000千円	土木一式工事 10,000千円
うち元請 11,000千円	うち元請 10,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 5,000千円
	うち元請 1,000千円
(前審査対象事業年度)	
平成26年4月～平成27年3月	
土木一式工事 12,000千円	土木一式工事 12,000千円
うち元請 12,000千円	うち元請 12,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 0千円
	うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度)	
平成25年4月～平成26年3月	
土木一式工事 13,000千円	土木一式工事 9,000千円
うち元請 9,000千円	うち元請 9,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 4,000千円
	うち元請 0千円



■「業種間積み上げ」を行った業種(振替元)については、経営事項審査を受けることができません。

振替元の業種に係る公共工事にも「元請」としては、参加をすることはできませんのでご注意ください。
また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認して下さい。

申請者 九州整備建設(株)

3 別紙3 その他の審査項目(社会性等) 建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙3(2004帳票) 【記入例】

別紙三 (用紙A4) 20004

「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」をそれぞれ記入する

その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	4 1	3	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4 2	3	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3	3	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	3	[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	3	[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	3	[1. 有、2. 無]

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合に加入している場合は、「3. 適用除外」を選択する

退職一時金制度若しくは企業年金制度のどちらか一方でも導入している場合「1」と記入する

該当する決定や認可を受けた年月日を記入

建設業の営業継続の状況

初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間除く)を記入する(年未満の端数は切り捨て) H23.4.1以降の申立に係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する

営業年数	4 7	3 5	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8	3	[1. 有、2. 無]

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 年 月 日	年 月 日	
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

平成23年4月1日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申し立てた場合であって、手続開始決定日から手続終結決定日までの間は「1」を記入、その他の場合は「2」を記入

防災協定の締結の有無	4 9	3	[1. 有、2. 無]
------------	-----	---	-------------

法令遵守の状況

建設業法第28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入する 「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない(審査基準日直前1年間の状況について記入する)

営業停止処分の有無	5 0	3	[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5 1	3	[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験合格者と平成17年度までの1級建設業経理事務士が対象(常勤の職員に限る)

監査の受審状況	5 2	3	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	5 3	3 5	(人)
二級登録経理試験合格者の数	5 4	3 5	(人)

「監査の受審状況」について
以下の区分により記入(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
「3」…【項番51】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出している場合に加点

右詰めで記入し、余白については空白とする

研究開発の状況

2級登録経理試験合格者と平成17年度までの2級建設業経理事務士が対象(常勤の職員に限る)

決算期が12ヵ月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で「換算」して算出する

研究開発費(2期平均)	5 5	3 5 10	(千円)
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		
(千円)	(千円)		

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

建設機械の所有及びリース台数	5 6	3 5	(台)
----------------	-----	-----	-----

建設機械抵当法に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター、ショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に規定する大型自動車のうち建設業を営む事業として表示番号の指定を受けているもの(大型ダンプ車)、労働安全衛生法に規定するつり上げ荷重3t以上の移動式クレーンについて、審査基準日の所有及び審査基準日を含む以降1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリースの合計台数を記載する(正常に稼働する状態にある建設機械に限る。)加点対象は15台までだが、実数を記載する

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

審査基準日において、国際標準化機構が定めた規格による認証登録の有無を記入する ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合は、加点対象とならないため「2」を

ISO9001の登録の有無	5 7	3	[1. 有、2. 無]
ISO14001の登録の有無	5 8	3	[1. 有、2. 無]

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

技術職員数を記入 審査基準日時点で35歳未満の技術職員数を記入

若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9	3	[1. 該当、2. 非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0	3	[1. 該当、2. 非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	(%)
新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	
(人)	(%)	

(B/A)が15.0%以上の場合に「1」、未満の場合は「2」

(C/A)が1.0%以上の場合に「1」、未満の場合は「2」

審査対象年内に新規に技術職員となった者のうち、35歳未満の技術職員数を記入

小数第2位以下の端数は切り捨て

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

4 別紙2 技術職員名簿 建設業法施行規則 別記様式第25号の11 別紙2(2005帳票) **【記入例】**

別紙二

五十音順に記入する

右詰めで記入する
(空位のコラムは「0」で埋めること)

当期事業年度開始日の直前1年の間に新規に技術職員となった者に「○」を記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード		有資格区分コード		講習受講		監理技術者資格者証交付番号		
					3	5	10	10	10	10			
1		奄美 五郎	S31年3月8日	59	62	01	11	31	05	11	31	23456789	
2	○	壺岐 三津子	S37年5月17日	52	62	05	00	01	12				
3		大賀 四郎	S51年3月8日	39	62	01	11	41	11	02	12	01	67891234
4		熊崎 三郎	S45年9月14日	44	62	01	21	42	05	21	42		
5	○	対馬 次朗	H2年7月22日	24	62	01	11	31	11	71	88	2	90785634
6		福岡 太郎	S63年4月1日	27	62	01	11	31	10	21	37	1	89012345
7		宮島 佳子	S24年10月22日	65	62	20	00	01	12				
8					62								
9					62								
10					62								
11					62								
12			業種コード表	日	62								
13		建設業の種類	コード	建設業の種類	コード								
14		土木工事業	01	ガラス工事業	16								
15		建築工事業	02	塗装工事業	17								
16		大工工事業	03	防水工事業	18								
17		左官工事業	04	内装仕上工事業	19								
18		とび・土工事業	05	機械器具設置工事業	20								
19		石工事業	06	熱絶縁工事業	21								
20		屋根工事業	07	電気通信工事業	22								
21		電気工事業	08	造園工事業	23								
22		管工事業	09	さく井工事業	24								
23		タイル・れんが・ブロック工事業	10	建具工事業	25								
24		鋼構造物工事業	11	水道施設工事業	26								
25		鉄筋工事業	12	消防施設工事業	27								
26		舗装工事業	13	清掃施設工事業	28								
27		しゅんせつ工事業	14	解体工事業	29								
28		板金工事業	15	とび・土工事業・ 解体工事業(経過措置)	99								
29			年 月 日		62								
			年 月 日		62								

(用紙A4)
20005

簿
5頁

技術職員として申請する業種を必ず記入する
(審査対象建設業以外の業種は記入不可)

1つの資格から2業種を選択する場合でも、有資格区分コードは両方記入する

監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、その番号を記入

申請する業種について、次の①から③すべての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する
(空欄はありません)

①法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当)であること
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
③法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること

1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までです

(2業種の考え方)
1. 資格から2業種選択
例: 土木施工管理技士 → 土木(01)・舗装(13)
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入する
2. 資格から1業種ずつ選択でも可能
例: 土木施工管理技士 → 土木(01)
建築施工管理技士 → 建築(02)

1つの業種について、2つの資格で申請することはできません。
例: 管(09) → 2級管工事(230)・配管工(1級)(176)

平成28年6月1日から平成31年5月31日まで(経過措置期間)の間に「とび・土工事業」及び「解体工事業」の双方を受審する場合で、かつ1人の技術職員が双方の業種として加点される要件を満たしている場合にのみ使用する。

※2業種のうち、いずれか一方のみ受審する場合や、いずれかの業種でのみ加点される要件しか満たしていない場合には、「05」又は「29」を使用する。

ポイント!

■技術者評価について……

- ・技術職員は審査基準日時点の状況について申請して下さい。
- ・1人の技術職員として申請できる業種は2業種までです。(経過措置期間中に限り、「99」を選択した場合、その他1業種を選択可能です。)

※この重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になります。

- ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点の評価となります。

なお、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。

5. 工事経歴書の作成について

建設業法施行規則 別記様式第2号

工事経歴書

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、確認書類として、『工事経歴書』の提出をお願いしております。

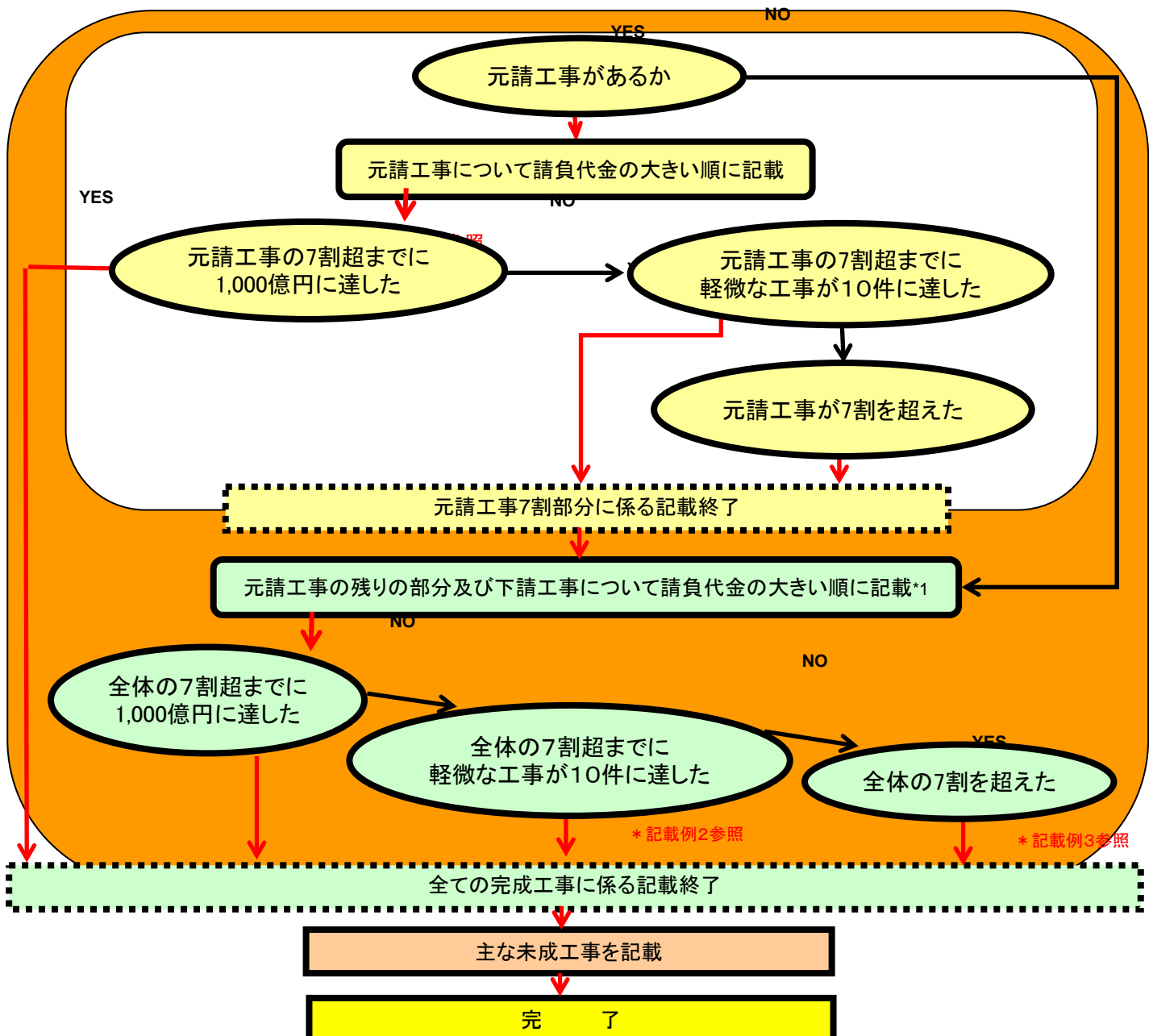
工事経歴書の提出が必要となる時

- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

工事経歴書を作成する際の注意事項

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
- ③さらに②に続けて主な未成工事について記載する



※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記載

※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断。

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

* 記載例1 工事経歴書記載例（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

（用紙A4）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月	
A	国土建設	元請	U邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	主任技術者	9,000千円	平成21年12月	平成22年1月	
B	北海道開発	〃	S邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	主任技術者	4,500千円	平成22年2月	平成22年3月	
C	東北土木	〃	N住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	主任技術者	3,200千円	平成21年3月	平成21年4月	
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	主任技術者	2,500千円	平成21年5月	平成21年5月	
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	主任技術者	2,000千円	平成22年1月	平成22年1月	
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	主任技術者	1,900千円	平成21年10月	平成21年11月	
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	主任技術者	1,800千円	平成21年9月	平成21年9月	
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	主任技術者	1,700千円	平成22年2月	平成22年3月	
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	主任技術者	1,600千円	平成21年4月	平成21年4月	
J	九州工業	〃	M邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	主任技術者	1,500千円	平成21年12月	平成21年12月	
K	沖縄機械	〃	S邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	主任技術者	1,000千円	平成21年4月	平成21年5月	
L	K	下請	B~Kの件数 ≤ 10件		岡崎三男		1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要		平成21年5月	
M	J	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	主任技術者	7,000千円			
							小計	13件	45,700千円	うち 元請工事 30,700千円
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了							合計	52件	65,000千円	うち 元請工事 50,000千円

① 元請工事の7割部分に係る
② 下請工事に係る

「軽微な工事」

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

* 記載例2 工事経歴書記載例（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

（用紙A4）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は完成予定年月	
A	国土建設	元請	U邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	主任技術者	10,000千円	平成21年12月	平成22年1月	
B	北海道開発	〃	S邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	主任技術者	4,500千円	平成22年2月	平成22年3月	
C	東北土木	〃	N住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	一宮二郎	主任技術者	3,200千円	平成21年3月	平成21年4月	
D	関東建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削	〃	津島一平	主任技術者	8,000千円	平成21年5月	平成21年5月	
E	北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	主任技術者	5,500千円	平成22年1月	平成22年1月	
F	中部塗装	〃	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	主任技術者	2,500千円	平成21年10月	平成21年11月	
G	近畿組	〃	栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	主任技術者	2,000千円	平成21年9月	平成21年9月	
H	中国建築	〃	一般国道99号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	主任技術者	1,900千円	平成22年2月	平成22年3月	
I	四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	主任技術者	1,800千円	平成21年4月	平成21年4月	
J	九州工業	元請	M邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	主任技術者	1,700千円	平成21年12月	平成21年12月	
K	沖縄機械	下請	S邸新築工事の内基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	主任技術者	1,600千円	平成21年4月	平成21年5月	
L	K	〃	県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	主任技術者	1,500千円	平成21年5月	平成21年5月	
M	J	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	主任技術者	1,000千円			
1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載							小計	13件	45,200千円	うち 元請工事 19,400千円
2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了							合計	52件	70,000千円	うち 元請工事 25,000千円

① 元請工事の7割部分に係る
② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

「軽微な工事」

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

* 記載例3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書

(用紙A4)

(建設工事の種類)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期		
					主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にV印を記載) 主任技術者 監理技術者	氏名			着工年月日	完成又は完成予定年月	
A K	元請	JV	U邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	V	100,000 千円		平成 21 年 12 月	平成 22 年 1 月	
B 北海道開発	"	JV	S邸車止め設置工事	"	愛知太郎	V	(40,000) 120,000 千円		平成 22 年 2 月	平成 23 年 3 月	
C 東北土木	"	"	N住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	V	3,200 千円		平成 21 年 3 月	平成 21 年 4 月	
D 関東建設	下請	"	豊橋川改修工事の内掘削	"			8,000 千円		平成 21 年 5 月	平成 21 年 5 月	
E 北陸産業	"	"	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	V	7,500 千円		平成 22 年 1 月	平成 22 年 1 月	
F 中部塗装	"	"	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	V	6,300 千円		平成 21 年 10 月	平成 21 年 11 月	
G 近畿組	"	"	栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	V	5,100 千円		平成 21 年 9 月	平成 21 年 9 月	
H 中国建築	"	"	一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	V	2,000 千円		平成 22 年 2 月	平成 22 年 3 月	
I 四国道路	"	"	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	V	1,800 千円		平成 21 年 4 月	平成 21 年 4 月	
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了											
A~Cの合計額 ≥ Yの7割								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
A~Iの合計額 ≥ Xの7割								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

ページごとの完成工事高の合計額(A~I)	小計	9 件	193,900 千円	千円	うち 元請工事	163,200 千円	千円
全ての完成工事高の合計額	合計	52 件	270,000 千円	千円	うち 元請工事	233,000 千円	千円
元請工事に係る完成工事高の合計額							

「軽微な工事」

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
 - 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
 - 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
 - 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
 - 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
 - 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
 - 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

* 完成工事高を進行基準により括弧書きする場合の記載例

完成工事高	
(65,000)	← 進行基準による額
88,000 千円	← 全体の契約額

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。



■ 工事経歴書を作成する際の注意事項・・・

- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう工夫してください。（個人住宅の場合はイニシャルにする等）

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて

行政(審査)庁側の誤り等により、結果通知書(経営事項審査)の内容が、申請内容と異なる場合

結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない)。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“**申請者の責任に帰する案件**”については、**再審査の対象になりません**。

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る)が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば行政(審査)庁に**再審査の申し立て**ができます。審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等を十分に確認してから提出して下さい。
結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

2. 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。公表及び閲覧は、**一般財団法人建設業情報管理センター**に委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能(**結果通知書発行日から約30日後**)です。



<http://www.ciic.or.jp/>
検索エンジンで

経営事項審査結果

検索

3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。

また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

完成工事高水増し等の
虚偽申請

→30日間の営業停止処分
など

4. 特殊な経営事項審査について

特殊な事例(合併、譲渡、分割、経営再建等)で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前に**P18の問い合わせ先**でご相談下さい。

申請方法、提出書類等を含め、“通常”の手続とは異なります。

また、企業集団(グループ経営、連結経営)、持株会社の子会社に係る経営事項審査(持株会社化経営)及び海外子会社の経営実績評価(外国子会社経営)については、事前に国土交通大臣の認定が必要です。

詳細は、**国土交通省土地・建設産業局建設業課[03-5253-8111(代)]**までお問い合わせ下さい。

IV. その他

8. 経営事項審査についてよくいただく質問

Q1 建設工事の業種区分(29業種)の考え方を教えてください。

- A1 建設業法では建設業を29業種にわけており、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しています。詳しくは、P20～23の建設業法による建設工事の業種区分一覧表を参照して下さい。

■間違えやすいのでご注意ください。

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。

したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その「専門工事」の許可を受けなければなりません。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事(「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装工事等)が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので一式工事とは認められません。

Q2 下請で工事を請け負いましたが、その工事は「一式工事」(土木一式又は建築一式)として申請してよろしいでしょうか？

- A2 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(又は建築物)を建設する工事」に当たる場合においては、告示等(法第2条(定義)関係)上、一式工事と判定することになりますが、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明らかなです。このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。

Q3 「・・定期点検業務委託」「・・保守」等の件名の工事がありますが、これらは、経営事項審査の完成工事高に計上できますか？

- A3 工事の定義は建設業法により行います。(建設業法第2条)
この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。例えば、除草(剪定)、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、原則、完成工事高に計上できません。但し、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

Q4 「その他工事」には何を計上するのですか？

- A4 許可を有していない業種における完成工事高及び許可は有しているが経営規模等評価対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種の完成工事高の合計を計上することになります。ただし、あくまで計上できるのは「建設工事」であり、建設工事ではない兼業売上を計上してはいけません。また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。なお、500万円以上(建築一式は1,500万円以上)の工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要となりますから、「その他工事」に1件の請負代金の額が500万円を超える工事が計上されることはありません。

9. 虚偽申請防止対策の強化

平成23年1月1日以降、経営状況分析機関が行う異常値確認のための基準を見直すとともに、一定の基準の該当する申請については直接九州地方整備局に情報提供する仕組みが創設されました。また、完工高と技術者数値の異常値検出の相関分析を見直し、強化します。一定の基準に該当した申請は、重点審査対象企業として、原本確認や立入検査等を行う可能性があります。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆い、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事※1 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ※1 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
				①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

※1 「工作物の解体」及び「工作物解体工事」の削除は、平成28年6月1日から適用。

IV. その他

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって、「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更正工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって、「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

IV. その他

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成26年12月25日 国土建第169号	
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事 ※2	解体工事業 ※2	工作物の解体を行う工事 ※2	工作物解体工事 ※2	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※2 解体工事業については、平成28年6月1日から適用。

確認書類一覧表

※ 詳細については、別添「確認書類について」をご参照下さい。

必 要 書 類		備 考	
必 須 確 認 書 類	1 □工事経歴書(様式第2号)	毎事業年度終了後に提出する建設業法施行規則で定められたものを提出 (※)解体工事の実績がある場合、別途作成の必要がありますので、別添「確認書類」をご参照下さい。	
	2 □直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	毎事業年度終了後に提出する建設業法施行規則で定められたものを提出	
	3 □消費税確定申告書の控え及び添付書類 □消費税納税証明書(その1)「原本」		
	4 □工事請負契約書又は注文書及び注文請書	・工事経歴書に記載した工事のうち、申請業種ごとに請負金額の上位10件(元請・下請問わず)について提出 ・変更契約(金額変更・工期変更)についても提出 ・上記にJV受注工事が含まれる場合は、共同企業体協定書を提出 ・工事進行基準を適用している場合は、別表1(P25参照)を提出	
	5 □法人税申告書別表(別表十六(一)及び(二)等) □貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)	・貸借対照表及び損益計算書の写しは、毎事業年度終了後に提出する建設業法施行規則で定められたものを提出	
	6 ○技術職員及び公認会計士等の常勤性の証明 □健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面又は住民税特別徴収税額を通知する書面	・審査対象外の職員等については、「塗りつぶす等」表示しないこと ・30名を超える場合は、技術職員名簿の通番を記入すること	
	7 ○技術職員の雇用期間の証明 □健康保険証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知証	・技術職員名簿に記載した五十音順で添付すること ・高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(65歳以下に限る)は、「確認書類についてP3」参照 ・資格取得日、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認	
	8 ○技術職員の資格等の証明(検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等) *「1級国家資格者相当かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)を提出	・前回提出した技術職員の資格の変更が無い場合は省略可能 ・ただし、省略する場合は、前回提出済みの技術職員名簿を添付 ・監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証は毎回提出 ・基幹技能者の方は「登録基幹技能者講習修了証」を提出	
そ の 他 確 認 書 類 (その他の審査項目の項番に該当する場合のみ必要)	9 【項番41】雇用保険の加入 □労働保険概算・確定保険料申告書及び申告した保険料の納入に係る領収済通知書 □労働保険料等納入証明書「原本」	いずれか1点を提出 ・労働局の受付印が押印されているものを提出	
	10 【項番42】健康保険の加入 □健康保険の保険料の納入に係る領収証書 □納入証明書「原本」	いずれか1点を提出 ・審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面を提出	
	11 【項番43】厚生年金保険の加入 □厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書 □納入証明書「原本」	いずれか1点を提出 ・審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面を提出	
	12 【項番44】建設業退職金共済制度の加入 □建設業退職金共済事業加入・履行証明書「原本」		
	13 【項番45】退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入	退職一時金 □中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面「原本」 □特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面「原本」 □労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約(退職金に関する規程部分を含める)	いずれか1点を提出
		企業年金 □厚生年金基金への加入を証明する書面「原本」 □適格退職金年金契約書 □確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面「原本」 □確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面「原本」 □資産管理運用機関との間の契約書	
	14 【項番46】法定外労働災害補償制度の加入 □(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面「原本」 □(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面「原本」 □全日本火災共済協同組合連合会への加入を証明する書面「原本」 □(一社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面「原本」 □労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券	いずれか1点を提出 ※次の要件の全てを満たすものでなければ評価の対象とならない ①通勤災害(下請負人に係るものを含む)が含まれていること ②申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も含まれること ③死亡及び後遺障害1級～7級までにかかる障害補償給付及び傷害給付があること	
	15 【項番48】民事再生法又は会社更生法の適用 □民事再生又は会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面		
	16 【項番49】防災協定の締結 □国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書	・加入している団体が防災協定を締結している場合は、加入団体から活動義務を負っている事の証明書(原本)及び協定書を提出	
	17 【項番52】監査の受審状況 ①有価証券報告書若しくは監査証明書 ②会計参与報告書 ③建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものの「原本」	①～③のいずれか1点を提出	
	18 【項番53・54】公認会計士等の数 □合格証等		
19 【項番55】研究開発費 □注記表(様式第17号の2)	・会計監査人設置会社のみ対象 ・今期、前期の2期分を提出		
20 【項番56】建設機械の保有状況 □売買契約書又はリース契約書 □特定自主検査記録表又は自動車検査証又は移動式クレーン検査証 □建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表(別表2)	・リース契約の場合は、審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有する場合に限る ・別表2(P26参照)を提出すること		
21 【項番57・58】国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 □ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類、付属書 □建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表(別表2)	・認証範囲に建設業が含まれていない場合、建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合を除く ・別表2(P26参照)を提出すること		

*「原本」と記載されていないものは、写しをご提出下さい。

*上記以外の場合も、追加で確認書類の提出を求めることがあります。

工事進行基準適用工事一覧表(審査基準日:H〇〇.〇.〇)

別表1(記載例)

部分完成基準により完成工事高を計上しているものを含む。

申請者名: _____

25

番号	業種	発注者	工事名	請負契約額 (千円)	完成工事高計上額(千円)			完成工事高 未計上額(千円)	工期(年月)
					第〇〇期	第〇〇期	第〇〇期		
1	土木一式	熊本河川国道事務所	国道〇〇号改良工事	800,000		100,000	300,000	400,000	H22.8~H25.1
2	建築一式	〇〇市	校舎新築工事	1,200,000	100,000	500,000	600,000		H20.4~H22.12
3				0					
4				0					
計				2,000,000	100,000	600,000	900,000	400,000	
部分	建築一式	〇〇建設	住宅(10棟)建築工事	170,000			20,000	150,000	H23.1~H24.5
部分	建築一式	建設太郎	倉庫(3棟)工事	240		80	160		H23.1~H23.12

審査対象事業年度の完成工事高計上額を記入

(その他注意事項)

- 金額が小さく、工事経歴書に個別記載されていない工事についても、上記表に記載すること。
- 工事進行基準及び部分完成基準の適用工事でかつ、審査基準日時点において、未完成である工事については、主な未成工事として工事経歴書に記載すること。
- 工事進行基準を適用している場合は、下記①及び②について記載を行なうこと。
 - 注記表(様式17号の2)の「注2(4)収益及び費用の計上基準」に、下記例を参考に適用する工事の条件等を記載すること。
(記載例) 工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - 注記表(様式17号の2)の「注8(1)工事進行基準による完成工事高」に、審査対象事業年度における完成工事高の総計を記入すること。

審査基準日：平成27年3月31日

建設機械の保有状況

通番	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1	ショベル系掘削機	(株)〇〇建機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 り	H25.8.1 ~ H30.7.31	H26.9.10
2	移動式クレーン	△△△	YY-0000	7.0t	所 り	H20.3.28 ~	H28.3.27
3	大型ダンプ車	〇×自動車	××建 1234	最大積載量 9,000kg	所 り	H24.9.15 ~	H27.9.14
4					所 り	~	
5					所 り	~	
6					所 り	~	
7					所 り	~	
8					所 り	~	
9					所 り	~	
10					所 り	~	
11					所 り	~	
12					所 り	~	
13					所 り	~	
14					所 り	~	
15					所 り	~	

(記入要領)

- 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、大型ダンプ車のいずれかを記入すること。
 - 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - 「ショベル系掘削機」→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
 - 「ブルドーザー」→自重(例:3.89t)
 - 「トラクターショベル」→バケット容量(例:1.2m³)
 - 「モーターグレーダー」→自重(例:10.0t)
 - 「移動式クレーン」→つり上げ荷重(例:7.0t)
 - 「大型ダンプ車」→最大積載量又は車両総重量(例:最大積載量9,000kg)
 - 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
 - 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。
- ※「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「大型ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。

ISOの取得状況

	認証範囲	関連事業所	建設業法上の営業所	有効期間
ISO9001				
ISO14001	建築物の設計および施工	本社、福岡支店、鹿児島支店	本社、福岡支店、鹿児島支店	H26.4.1 ~ H29.3.31

各種コード表（その1）

20001帳票 [項番02]「申請時の許可番号」・[項番03]「前回の申請時の許可番号」

コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁	コード	許可行政庁
00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

20001帳票 [項番05]「申請等の区分」

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

20001帳票 [項番06]「処理の区分」の左欄

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例)平成21年10月1日から平成22年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成21年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成22年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成21年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成21年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例)平成21年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成22年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例)平成21年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(平成22年3月31日)より前の日(平成21年11月1日)に申請するとき

20001帳票 [項番06]「処理の区分」の右欄

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

各種コード表 (その2)

20001帳票 [項番15]「許可を受けている建設業」

一般建設業	1	特定建設業	2
-------	---	-------	---

20001帳票 [項番15]「許可を受けている建設業の略号」

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

20002帳票 [項番31]「業種コード」

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)

20005帳票 [項番61]「業種コード」

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	30	とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)

技術職員 有資格区分コード表

＜経営規模等評価申請／技術職員名簿＞

◎は5点 ○は2点 △は1点 の配点

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
001	法第7条第2号イ該当【実務経験：指定学科卒業後 3年又は5年】	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
002	法第7条第2号ロ該当【実務経験：10年経験】	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
003	法第15条第2号ハ該当【同号イと同等以上：大臣認定者】	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												
004	法第15条第2号ハ該当【同号ロと同等以上：大臣認定者】	実務経験を有する2業種以内に限り1点づつ配点																												

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																													
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
建設業法 (技術検定)	111	1級建設機械施工技士	◎		◎							◎																			
	11A	1級建設機械施工技士 (附則第4条該当)	◎		◎							◎																		◎	
	212	2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)	○		○								○																		
	21B	2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)(附則第4条該当)	○		○								○																		○
	113	1級土木施工管理技士	◎		◎◎						◎	◎	◎					◎									◎			◎	
	11C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)	◎		◎◎						◎	◎	◎					◎									◎			◎	
	214	2級土木施工管理技士	土 木	○		○	○					○	○															○		○	
	21D		土木(附則第4条該当)	○		○	○					○	○															○		○	
	215		鋼構造物塗装																												
	21E		薬液注入 薬液注入(附則第4条該当)			○																									○
	120	1級建築施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎					◎			◎	
	12A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎					◎			◎	
	221	2級建築施工管理技士	建 築	○																										○	
	222		軀 体			○	○					○	○																		○
	22B		躯体(附則第4条該当)			○	○					○	○																		○
	223	仕 上 げ			○	○	○	○			○					○	○	○	○	○		○					○				
	127	1級電気工事施工管理技士									◎																				
	228	2級電気工事施工管理技士									○																				
	129	1級管工事施工管理技士									◎																				
	230	2級管工事施工管理技士									○																				
133	1級造園施工管理技士																										◎				
234	2級造園施工管理技士																										○				
建築士法	137	1級建築士	◎	◎			◎			◎	◎										◎										
	238	2級建築士	○	○			○			○											○										
	239	木造建築士			○																										
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	◎		◎				◎			◎	◎												◎				◎		
	14A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)	◎		◎				◎			◎	◎												◎				◎		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎		◎				◎			◎	◎												◎				◎		
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)	◎		◎				◎			◎	◎												◎				◎		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎		◎																										
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)	◎		◎																									◎	
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)									◎															◎					
	145	機械・総合技術監理(機械)																									◎				
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									◎																◎				
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)									◎																	◎			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									◎																◎	◎			
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎		◎													◎													
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)	◎		◎													◎												◎	
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																										◎			
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎		◎																						◎					
15A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)	◎		◎																					◎				◎		
152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									◎																					
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									◎																		◎			
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									◎																		◎	◎		
電気工事士法	155	第1種電気工事士								○																					
	256	第2種電気工事士																													
電気事業法	258	電気主任技術者(第1種～第3種)								△																					
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																								△					
水道法	265	給水装置工事主任技術者										△																			
消防法	168	甲種消防設備士																										○			
	169	乙種消防設備士																										○			

技術職員 有資格区分コード表

<経営規模等評価申請/技術職員名簿>

◎は5点 ○は2点 △は1点 の配点

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																											
		01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 タ	11 鋼	12 筋	13 舗	14 し	15 板	16 ガ	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清
171	建築大工 (1級)		○																										
271	建築大工 (2級) [3年]		△																										
164	型枠施工 (1級)		○	○																									
264	型枠施工 (2級) [3年]		△	△																									
16B	型枠施工 (1級) (附則第4条該当)		○	○																								○	
26B	型枠施工 (2級) (附則第4条該当) [3年]		△	△																								△	
172	左官 (1級)			○																									
272	左官 (2級) [3年]			△																									
157	とび・とび工 (1級)			○																									○
257	とび・とび工 (2級) [3年]			△																									△
15B	とび・とび工 (1級) (附則第4条該当)			○																									○
25B	とび・とび工 (2級) (附則第4条該当) [3年]			△																									△
173	コンクリート圧送施工 (1級)			○																									
273	コンクリート圧送施工 (2級) [3年]			△																									
17A	コンクリート圧送施工 (1級) (附則第4条該当)			○																									○
27A	コンクリート圧送施工 (2級) (附則第4条該当) [3年]			△																									△
166	ウエルポイント施工 (1級)			○																									
266	ウエルポイント施工 (2級) [3年]			△																									
16C	ウエルポイント施工 (1級) (附則第4条該当)			○																									○
26C	ウエルポイント施工 (2級) (附則第4条該当) [3年]			△																									△
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)								○																				
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (2級) [3年]							△																					
175	給排水衛生設備配管 (1級)								○																				
275	給排水衛生設備配管 (2級) [3年]							△																					
176	配管・配管工 (1級)								○																				
276	配管・配管工 (2級) [3年]							△																					
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)						○	○							○														
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級) [3年]					△	△								△														
177	タイル張り・タイル張り工 (1級)									○																			
277	タイル張り・タイル張り工 (2級) [3年]									△																			
178	築炉・築炉工・れんが積み (1級)									○																			
278	築炉・築炉工・れんが積み (2級) [3年]									△																			
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)						○	○																					
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (2級) [3年]					△	△																						
180	石工・石材施工・石積み (1級)						○																						
280	石工・石材施工・石積み (2級) [3年]					△																							
181	鉄工・製罐 (1級)										○																		
281	鉄工・製罐 (2級) [3年]										△																		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)											○																	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級) [3年]											△																	
183	工場板金 (1級)																○												
283	工場板金 (2級) [3年]																△												
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)							○								○													
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級) [3年]							△								△													
185	板金・板金工・打出し板金 (1級)																○												
285	板金・板金工・打出し板金 (2級) [3年]																△												
186	かわらぶき・スレート施工 (1級)							○																					
286	かわらぶき・スレート施工 (2級) [3年]							△																					
187	ガラス施工 (1級)																	○											
287	ガラス施工 (2級) [3年]																	△											
188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)																		○										
288	塗装・木工塗装・木工塗装工 (2級) [3年]																			△									
189	建築塗装・建築塗装工 (1級)																			○									
289	建築塗装・建築塗装工 (2級) [3年]																				△								
190	金属塗装・金属塗装工 (1級)																				○								
290	金属塗装・金属塗装工 (2級) [3年]																					△							
191	噴霧塗装 (1級)																				○								
291	噴霧塗装 (2級) [3年]																					△							
167	路面標示施工																				○								
192	畳製作・畳工 (1級)																					○							
292	畳製作・畳工 (2級) [3年]																					△							
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																					○							
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級) [3年]																						△						
194	熱絶縁施工 (1級)																						○						
294	熱絶縁施工 (2級) [3年]																							△					
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																											○	
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級) [3年]																											△	
196	造園 (1級)																											○	
296	造園 (2級) [3年]																											△	
197	防水施工 (1級)																				○								
297	防水施工 (2級) [3年]																					△							
198	さく井 (1級)																											○	
298	さく井 (2級) [3年]																											△	
061	地すべり防止工事 [1年]					△																							
06A	地すべり防止工事(附則第4条該当) [1年]					△																							△
040	基礎ぐい工事					○																							
062	建築設備士 [1年]							△	△																				
063	計装 [1年]							△	△																				
060	解体工事																												○
064	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証の種数に応じて2業種以内に限り3点づつ配点																											
099	その他	実務経験のある2業種以内に限り1点づつ配点																											

職業能力開発促進法「技能検定」

(備考) 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数
※技能検定(2級)の場合、平成16年4月1日時点で合格していた者は1年